

「財政健全化に向けて」

平成20年3月

藤井寺市

(目次)

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 . 市財政の現状について | P 1 |
| 2 . 財政危機の原因について | P 1 8 |
| 3 . 財政収支見通しについて | P 2 0 |
| 4 . 財政健全化プログラム | P 2 8 |

はじめに

少子高齢化による人口減少時代を迎え、国においては、規制緩和などの構造改革も強力に進められるなど、わが国は、あらゆる分野で大きな変革期に差し掛かっております。

今後のわが国は、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき、それぞれの地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要があるとされており、これからの地方公共団体は、新たな時代に即した行政を運営していくためには自らの判断と責任で的確に行政需要に対応していくことが不可欠となっております。

このような社会情勢の中で、本市の財政状況は、今、非常事態を迎えております。地方交付税及び市の収入の大きな柱である市税に大きな伸びが期待できず、義務的な負担として発生する経常的な経費の割合が高くなり、財政的な余力が生まれにくい構造となっております。市として、必要な住民サービスを提供していくためには、「財政の健全化」は避けて通れない最も重要な課題であります。

平成16年度から実施されました国庫補助負担金改革、地方交付税改革、税源移譲の3つを一体的に改革する「三位一体の改革」が、平成18年度に一段落したことにより、平成19年8月に一定の条件を基に財政収支見通しを作成したところ、今の財政構造を放置すれば、極めて近い将来に財政再生団体へ転落することが判明しました。

以降、本市においては、財政状況悪化の原因を明確にするとともに、平成20年度予算に反映させるべく財政健全化に向けて全庁的・本格的な取り組みが始まりました。

今回、まとめた健全化策には、平成20年度予算に反映し、取り組み効果額がでている項目と、今後の取り組み検討事項としている項目があります。現在算定できる効果額では、財政健全化のためには不十分であり、今後、実施を前提とした検討事項について必ず推進していかなければなりません。そのためには全職員が一丸となった取り組みが必要であり、議会や市民の皆様方の理解と協力が不可欠です。この計画の内容については積極的に公表していくとともに、多くの皆様方の多様な意見を伺いながら推進に努めてまいります。

1 市財政の現状について

藤井寺市の財政状況は、平成 18 年度の一般会計決算が初めての赤字決算となるなど、危機的な状況にあります。

今回、現在の状況を知っていただくため、普通会計決算を中心に本市の財政状況を説明させていただきます。

(普通会計とは、個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な把握、比較が難しいことから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計のことです。)

(1) 歳入歳出決算収支の推移 (普通会計)

平成 18 年度の普通会計の決算額は、歳入が 186 億 6,562 万 1 千円、歳出が 187 億 4,459 万 7 千円で、過去 10 年間の決算額は、歳入歳出ともおよそ 190 億円前後で推移しています。

平成 18 年度には、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支がマイナスの 7,897 万 6 千円と初めての赤字となりました。ただし、歳入の中には、翌年度に繰り越す財源が 739 万 6 千円含まれていますので、実際の赤字額は 8,637 万 2 千円 (実質収支) となります。

平成 17 年度の実質収支は、5,463 万円の黒字でしたので、前年度との実質収支を比較する単年度収支では 1 億 4,100 万 2 千円の赤字となります。

さらに、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金は、平成 18 年度の積立額が 128 万 2 千円に対し、取崩額が 3 億 6,000 万円あり、これを加味した実質単年度収支はマイナスの 4 億 9,972 万円と、約 5 億円もの赤字となりました。

平成 17 年度までは、形式収支、実質収支とも黒字を維持してきましたが、これは財源が不足する年度については、財政調整基金を取り崩してきたためです。この財政調整基金は、財政的に余裕がある年度には、後年度のために基金を積み立てることになります。しかし、平成 14 年度からは財政調整基金への積立額より取崩額の方が多く、実質単年度収支は 5 年連続で赤字が続いている状態です。

収支不足を解消するため、財政調整基金を平成 16 年度に 4 億 2,700 万円、平成 17 年度に 3 億円、平成 18 年度に 3 億 6,000 万円と大きく取り崩しを行ってきた結果、財政調整基金の平成 18 年度末の現在高は、1 億 4,813 万 2 千円といよいよ底をつき、財政調整基金の取り崩しにより収支不足を解消することはできない状態となっています。

平成 9 年度から平成 18 年度までの 10 年間の決算収支は、次の表のとおりです。

普通会計決算収支の状況

(単位:百万円)

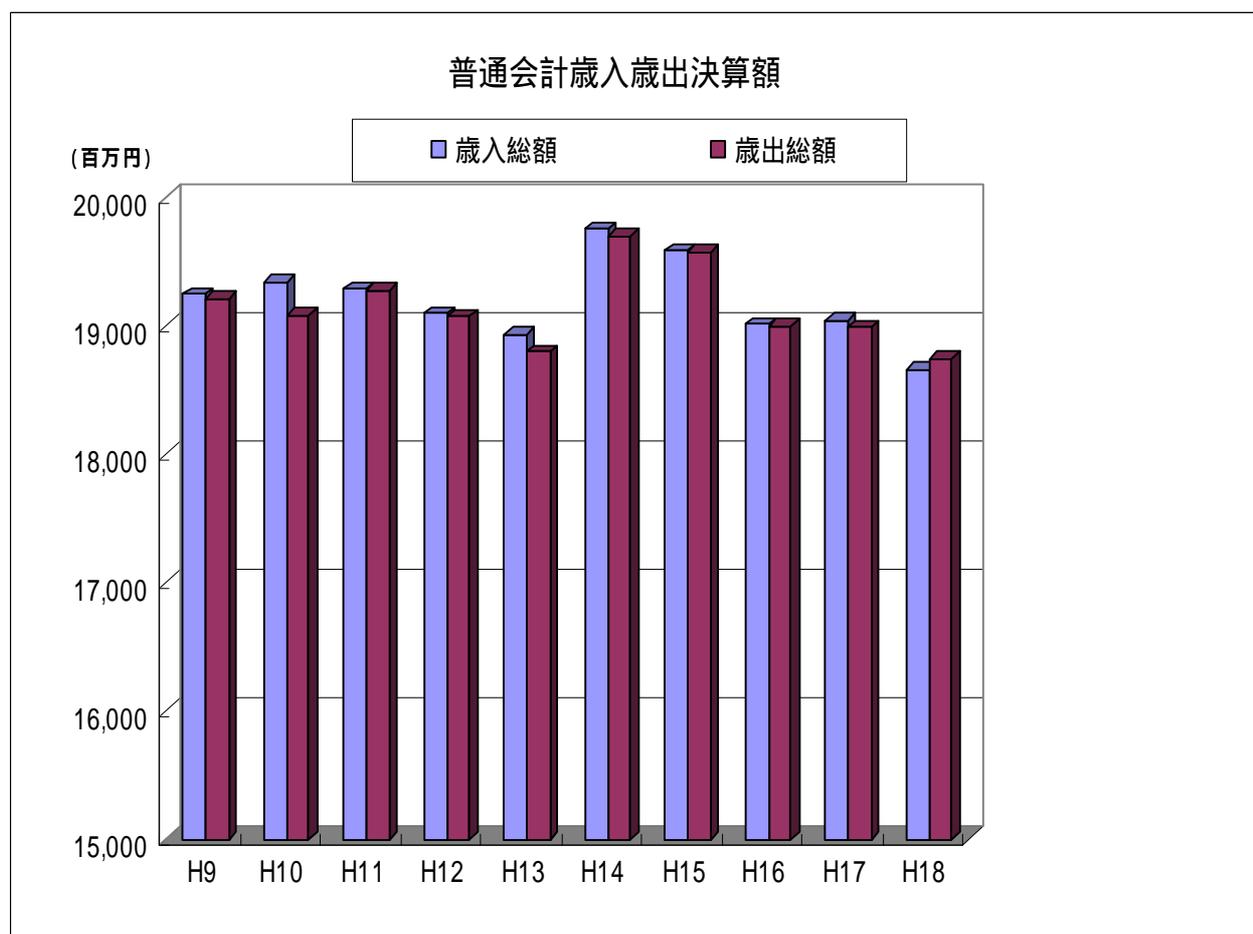
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
歳入総額	19,243	19,340	19,291	19,103	18,939	19,760	19,588	19,016	19,046	18,666
歳出総額	19,220	19,089	19,274	19,074	18,796	19,707	19,577	19,003	18,990	18,745
歳入歳出差引額(形式収支)	23	251	17	28	143	52	11	12	56	79
翌年度繰越財源	1	229		13	2	33		1	1	7
実質収支	22	22	16	16	141	19	10	11	55	86
単年度収支	5		6	1	126	122	9	1	43	141
財政調整基金積立金	10	40	53	124	5	3	2	2	115	1
地方債繰上償還額										
財政調整基金取崩額	380	90				90	35	427	300	360
実質単年度収支	374	49	47	124	131	209	42	424	142	500

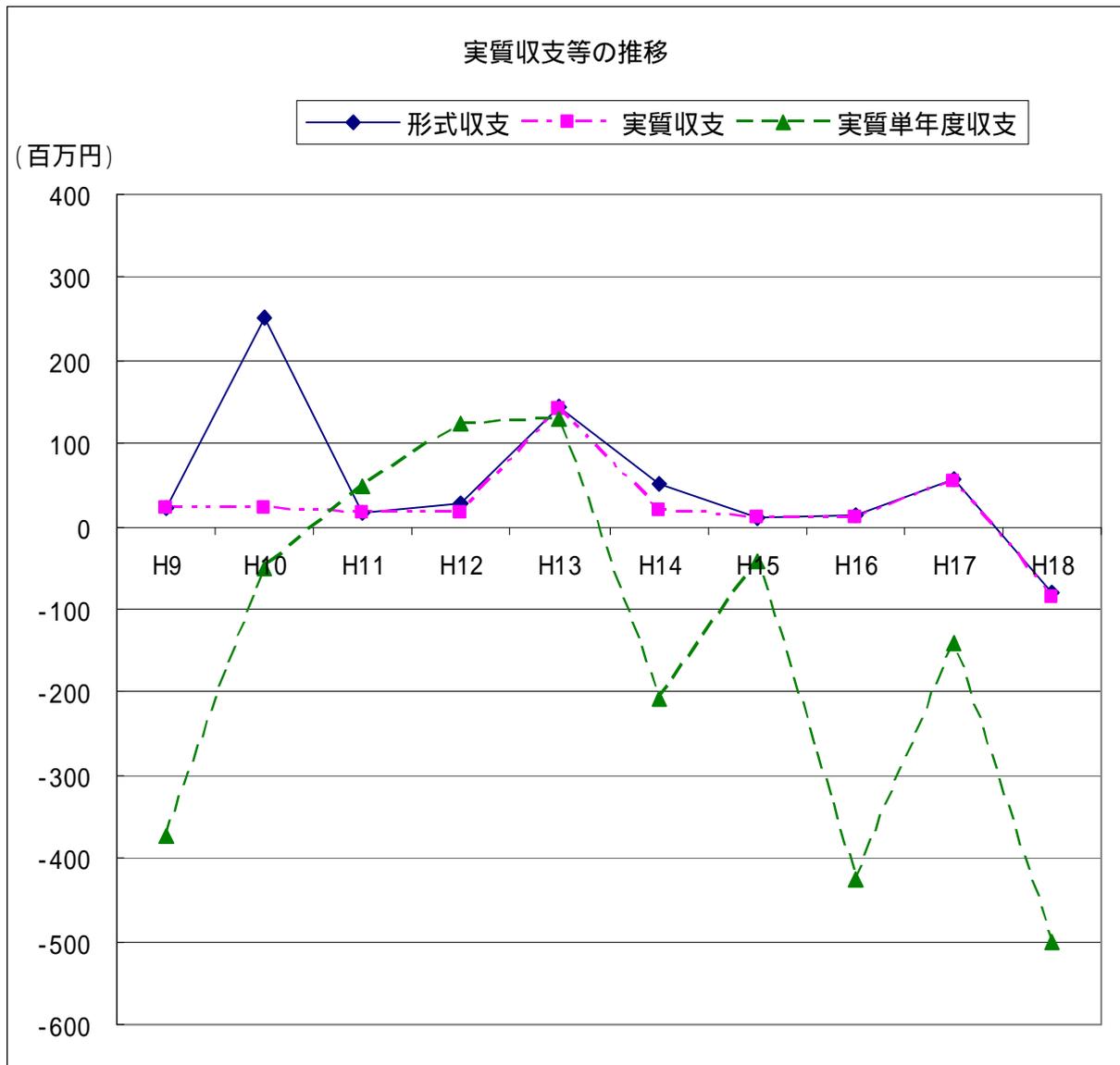
(それぞれの項目で四捨五入しているため、差し引きが合わないところがあります。)

実質収支 : 歳入歳出差引額(形式収支) - 翌年度繰越財源

単年度収支 : 実質収支 - 前年度実質収支

実質単年度収支 : 単年度収支 + 財政調整基金積立金 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩額





通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

(2) 歳入の性質別決算額の推移

歳入の財源は、市税や使用料など地方公共団体が自主的に収入することができる自主財源と、地方交付税、国庫支出金、府支出金のように、収入に当たって国・府の関与を受けるもので、国・府により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする依存財源に分かれます。

歳入総額に対する自主財源の割合が高いほど、行政活動の自主性と安定性が確保されます。本市における自主財源比率は、平成9年度には約6割であったのが、平成15年度以降は5割前後で推移しています。

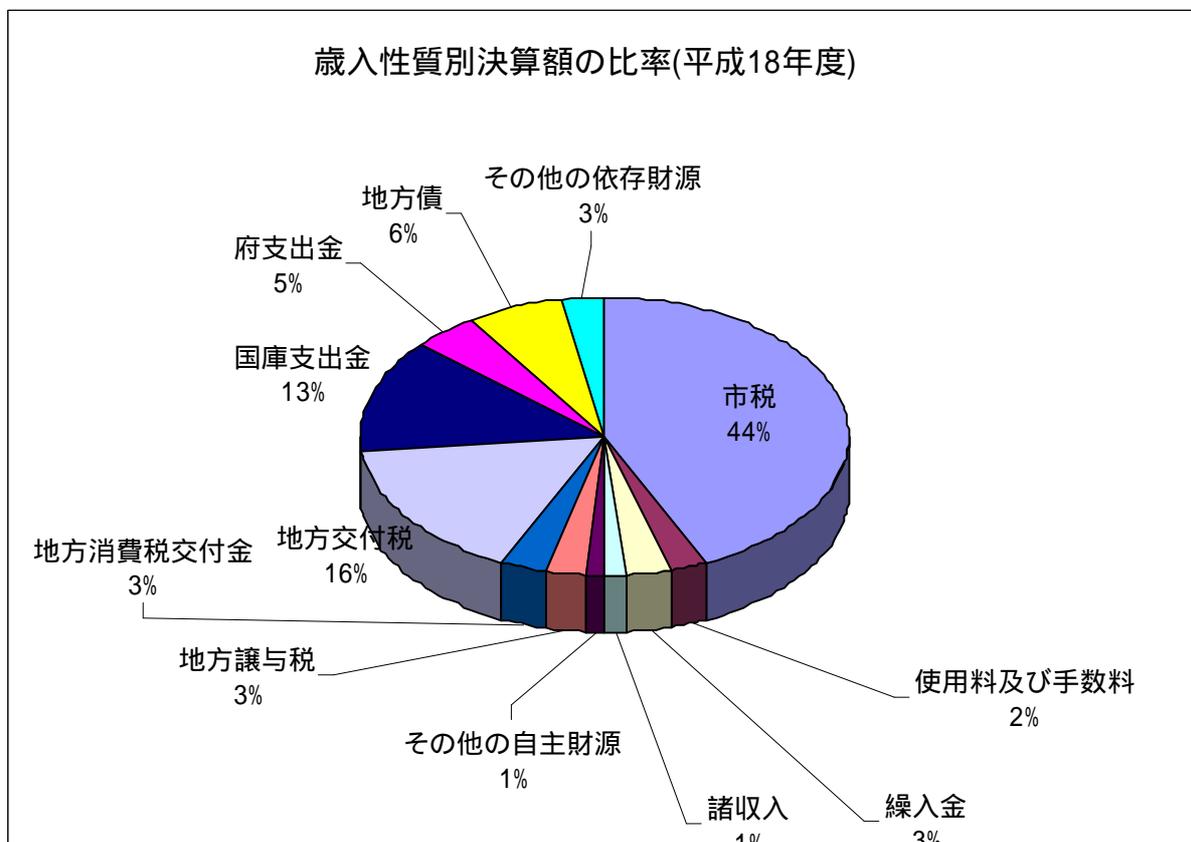
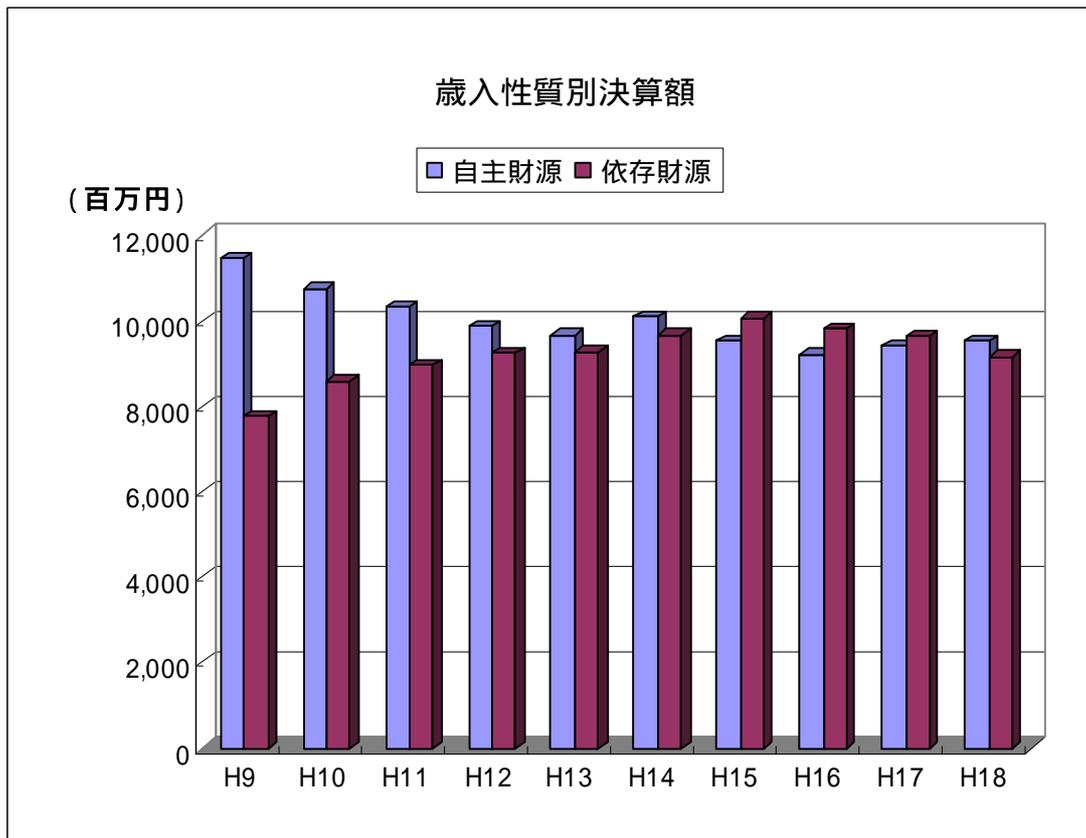
平成19年度は税源移譲による市民税の増収により、自主財源比率は回復するものと思われませんが、歳入総額で見ると補助負担金制度の改革や地方交付税の縮減により、まだまだ厳しい状況が続くものと思われま

普通会計歳入決算額(性質別)

(単位:百万円)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
自主財源	市税	9,507	9,083	8,949	8,730	8,588	8,334	7,904	7,751	7,814	8,059
	分担金及び負担金	118	130	153	55	55	60	51	62	85	95
	使用料及び手数料	345	382	387	410	416	431	464	442	454	446
	財産収入	33	31	17	45	12	9	7	7	15	18
	寄附金	135	129	81	53	90	48	74	94	60	52
	繰入金	1,171	759	357	343	283	973	778	622	623	559
	繰越金	15	11	239	7	18	43	37	4	5	26
	諸収入	154	233	149	221	215	202	203	224	352	260
	計	11,477	10,756	10,331	9,865	9,677	10,101	9,519	9,206	9,409	9,515
依存財源	地方譲与税	230	122	125	128	128	130	137	257	379	539
	自動車取得税交付金	172	137	128	127	128	113	121	135	146	140
	利子割交付金	147	117	120	411	412	133	99	84	68	52
	配当割交付金								22	37	54
	株式等譲渡所得割交付金								18	46	42
	地方消費税交付金	139	620	576	594	582	509	563	620	571	587
	特別地方消費税・地方特例交付金	3	4	277	336	338	329	313	304	299	235
	地方交付税	3,283	3,511	4,177	4,294	3,965	3,981	3,766	3,592	3,450	3,042
	交通安全対策特別交付金	18	17	16	14	14	13	14	13	13	14
	国庫支出金	1,596	1,994	2,399	1,900	2,051	2,326	2,671	2,771	2,709	2,437
	府支出金	1,033	993	928	835	809	789	854	758	845	857
	地方債	1,146	1,071	215	599	835	1,337	1,532	1,237	1,074	1,152
	計	7,766	8,584	8,960	9,238	9,262	9,659	10,069	9,810	9,637	9,151
歳入合計	19,243	19,340	19,291	19,103	18,939	19,760	19,588	19,016	19,046	18,666	

(それぞれの項目で四捨五入しているため、集計が合わないところがあります。)



(3) 市税決算額の推移

市税は、歳入全体の約4割を占め、自主財源の8割以上を占める歳入の中心です。

本市の特徴としては、大阪市のベッドタウンとして発展してきたことから、個人市民税と固定資産税の割合が高いのが特徴と言えます。

過去10年間の推移を見ますと、ピーク時の平成9年度に95億7百万円あった市税収入は、景気低迷の影響などを受け年々減収し、平成16年度には77億51百万円と、17億56百万円もの減少となりました。

個人市民税は、国の景気対策として実施された大規模な減税や長引く不況の影響により、平成9年度の41億76百万円と比べ、平成16年度は28億85百万円と、12億91百万円の減収となり、市税収入の落ち込みの大半を占めています。

その後、平成17年度は、1億27百万円、平成18年度は、さらに3億29百万円の増収に転じ、これにより、市税全体では平成18年度には80億円台に回復しましたが、この個人市民税の伸びは、定率減税の廃止等の税制改正による影響もありますが、分離譲渡所得による一時的な増収によるところが大きな要因となっています。本市においては、今後、所得の伸びによる増収は見込めない状況です。

固定資産税は、33億から35億の間で推移していたのが、地価下落の影響により平成15年度には32億円台、平成16、17年度は31億円、平成18年度は30億円台に落ち込んでいます。近年、住宅建設は好調なのですが、地価下落の影響から抜け出せないのが現状です。

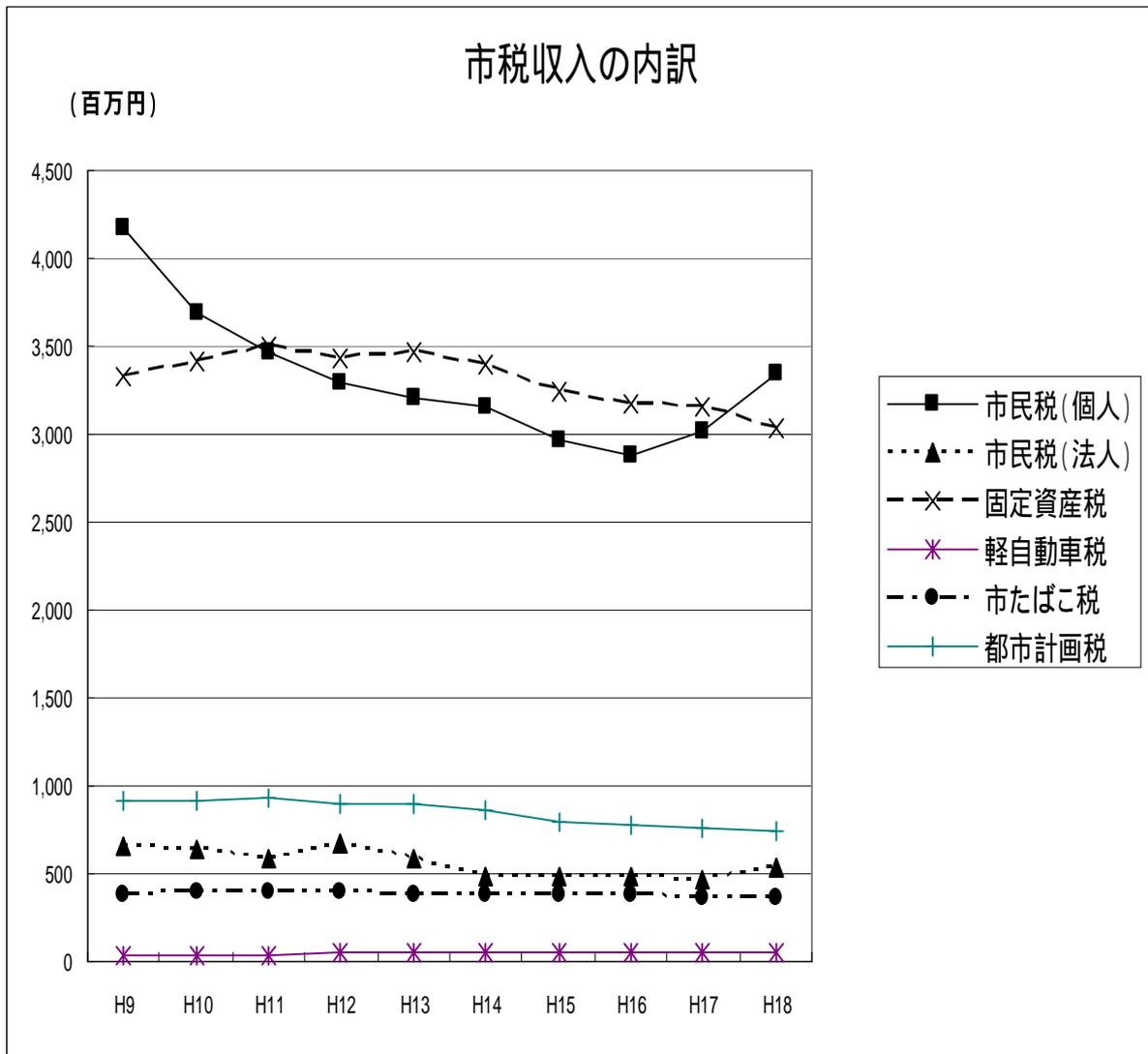
法人市民税は、市税全体に占める割合は少ないのですが、景気低迷の影響を受け、平成14年度以降は5億円を割り込んでいました。平成18年度は5億38百万円とやや持ち直しましたが、近年、製造業を中心に企業の撤退が続いており、企業の少ない本市にとっては、景気回復による大幅な増収は見込めない状況です。

市税収入の内訳

(単位：百万円)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
市民税(個人)	4,176	3,683	3,474	3,292	3,208	3,160	2,964	2,885	3,012	3,341
市民税(法人)	658	634	594	671	587	486	480	490	470	538
固定資産税	3,334	3,412	3,502	3,426	3,468	3,403	3,234	3,179	3,161	3,031
軽自動車税	42	42	43	45	47	48	50	51	53	55
市たばこ税	381	389	401	400	387	377	373	372	354	360
特別土地保有税	8	2	1	1	1		3			
都市計画税	909	921	934	895	891	859	801	774	764	734
計	9,507	9,083	8,949	8,730	8,588	8,334	7,904	7,751	7,814	8,059

(それぞれの項目で四捨五入しているため、集計が合わないところがあります。)



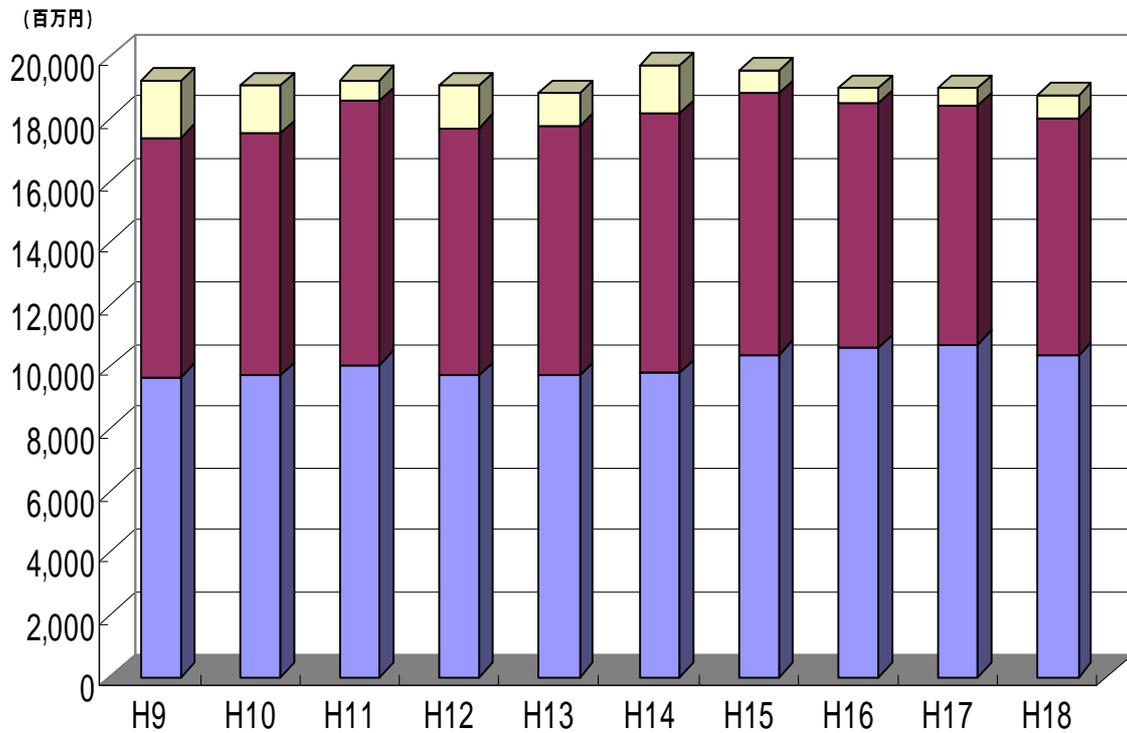
(4) 歳出の性質別決算額の推移

歳出は、人件費など、その支出が義務づけられ、任意に節減できない経費できわめて硬直性の高い義務的経費と、普通建設事業費などその支出の効果が資本形成に向けられ、施設等のストックとして将来に残るものに支出される投資的経費及びその他の経費に大別されます。

「義務的経費」には、市職員の給与などの人件費、生活困窮者、児童、高齢者、障害者の方などを支援するために使われる扶助費、借金の返済に使われる公債費があり、この3つの経費は削減しにくいという意味で、この経費が歳出総額のうちどのくらいの割合となるかにより財政の硬直化の度合いが判断できます。

普通会計歳出決算額の推移

■ 義務的経費 ■ その他の経費 □ 投資的経費



義務的経費が歳出全体に占める割合は、平成15年度が53.2%、平成16年度、55.8%、平成17年度、56.5%、平成18年度は55.4%と5割を超えており、財政が硬直化しているといえます。

平成17年度までは、公債費が減っているにもかかわらず、扶助費の急激な伸びと団塊の世代が前倒しで退職したことにより、退職手当が大きく膨らみ、義務的経費が増加してきました。平成18年度については、人件費は大きく減少したものの、扶助費や公債費の伸びがあり、平成17年度に比べ、義務的経費全体として3.2%の減にとどまりました。

投資的経費は、平成18年度は7億57百万円で、ピーク時の平成9年度の18億14百万円の約42%になり、大幅な減少となっています。

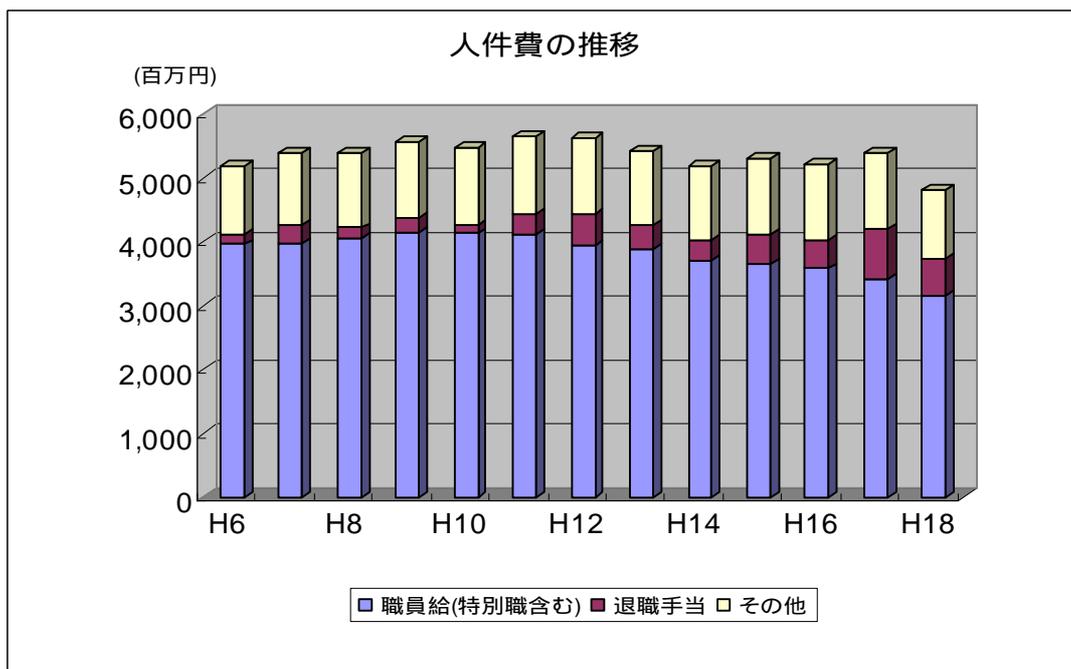
その他の経費では、事業の見直しによる削減、効率化を図ってきた結果、平成15年度までは増加傾向にあったのが、平成16年度から減少に転じ、平成18年度は76億1百万円と、過去10年間で最低となりました。

しかし、義務的経費が5割以上を占めている現状から、今後も厳しい財政運営を余儀なくされることとなります。

		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
義務的経費	人件費	5,563	5,478	5,642	5,633	5,431	5,199	5,313	5,214	5,390	4,802
	扶助費	2,436	2,620	2,822	2,447	2,644	3,014	3,623	4,001	4,037	4,177
	公債費	1,682	1,647	1,611	1,629	1,615	1,597	1,474	1,379	1,305	1,408
	計	9,681	9,746	10,075	9,710	9,691	9,810	10,411	10,595	10,732	10,386
投資的経費	普通建設事業費	1,814	1,562	677	1,346	1,014	1,512	777	518	545	757
	補助事業費	553	551	92	342	233	432	196	144	218	174
	単独事業費	1,261	1,011	585	1,004	781	1,080	570	374	326	583
	災害復旧事業費								19		
	計	1,814	1,562	677	1,346	1,014	1,512	777	537	545	757
その他の経費	物件費	2,193	2,303	2,160	1,991	2,108	2,131	2,184	2,121	1,974	1,977
	維持補修費	188	244	213	155	133	145	99	89	62	69
	補助費等	2,772	2,774	2,912	2,685	2,652	2,903	2,851	2,775	2,629	2,593
	積立金	260	263	934	432	222	134	124	96	185	64
	投資及び出資金	32	66		13			3		2	
	貸付金	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	繰出金	2,260	2,111	2,284	2,722	2,956	3,053	3,109	2,771	2,840	2,879
	計	7,724	7,781	8,523	8,018	8,091	8,385	8,389	7,872	7,713	7,601
歳出合計		19,220	19,089	19,274	19,074	18,796	19,707	19,577	19,003	18,990	18,745

(それぞれの項目で四捨五入しているため、集計が合わないところがあります。)

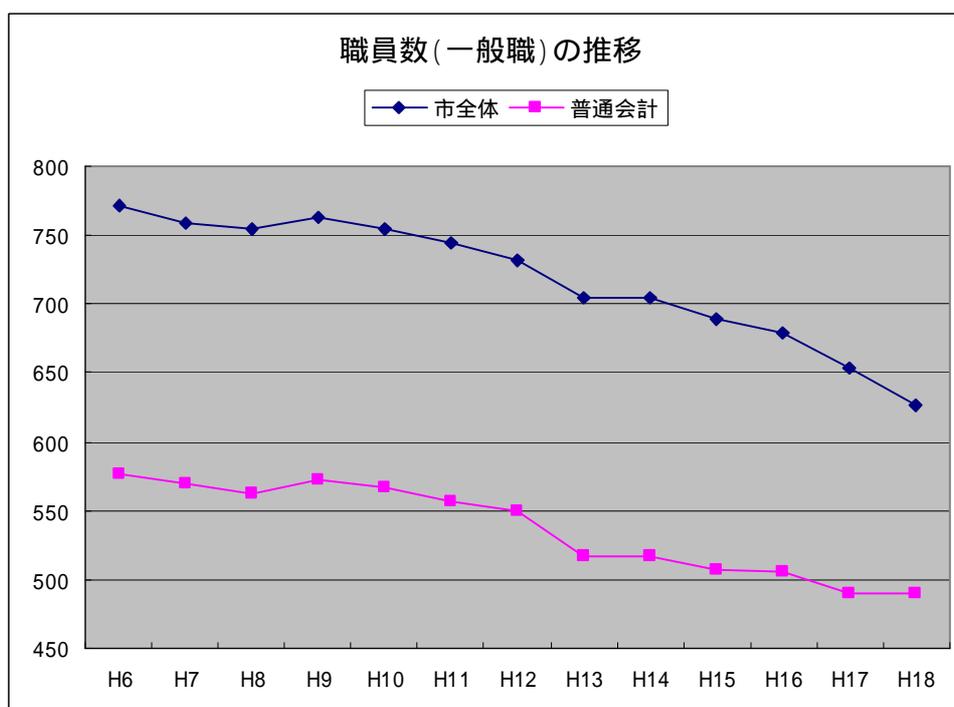
人件費	議員の報酬、職員の給与などの経費です。
扶助費	生活困窮者、児童、高齢者、障害者などの方の生活を維持するために、法令に基づいて支出する経費で、市が独自で行う各種扶助のための経費も含まれます。
公債費	地方債(借金)の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。
普通建設事業費	道路、学校、庁舎など、公共施設・公用施設の新増設の建設事業や大規模な修繕に必要とされる、投資的な経費です。
物件費	市の経費のうち、消費的性質をもつ経費です。 賃金、旅費、交際費、印刷費、通信料、委託料がこれにあたります。
補助費等	市から他の地方公共団体や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費です。 主なものとして、講師謝礼などの報償費、保険料などの役務費、負担金・補助金などが該当します。
貸付金	地域住民の福祉増進や地域の振興を図るため、市が、直接あるいは間接に、現金の貸付を行うための経費です。
繰出金	一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用をするものです。 その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」、他の会計からその会計に資金が移されることを「繰入」といいます。



人件費については、職員数の削減や各種手当の見直し、さらに平成 17 年 1 月から平成 19 年 3 月までの間、給料の 3% をカットするなど削減に努めていますが、団塊の世代が前倒しで退職しており、退職手当の増加により、職員給が下がっているにもかかわらず、人件費総額が下らない状況が続いてきました。平成 18 年度は、職員数が減少したことや、退職手当が前年度を下回ったことから、人件費総額は平成 17 年度と比べ、5 億 88 百万円の減額となりました。

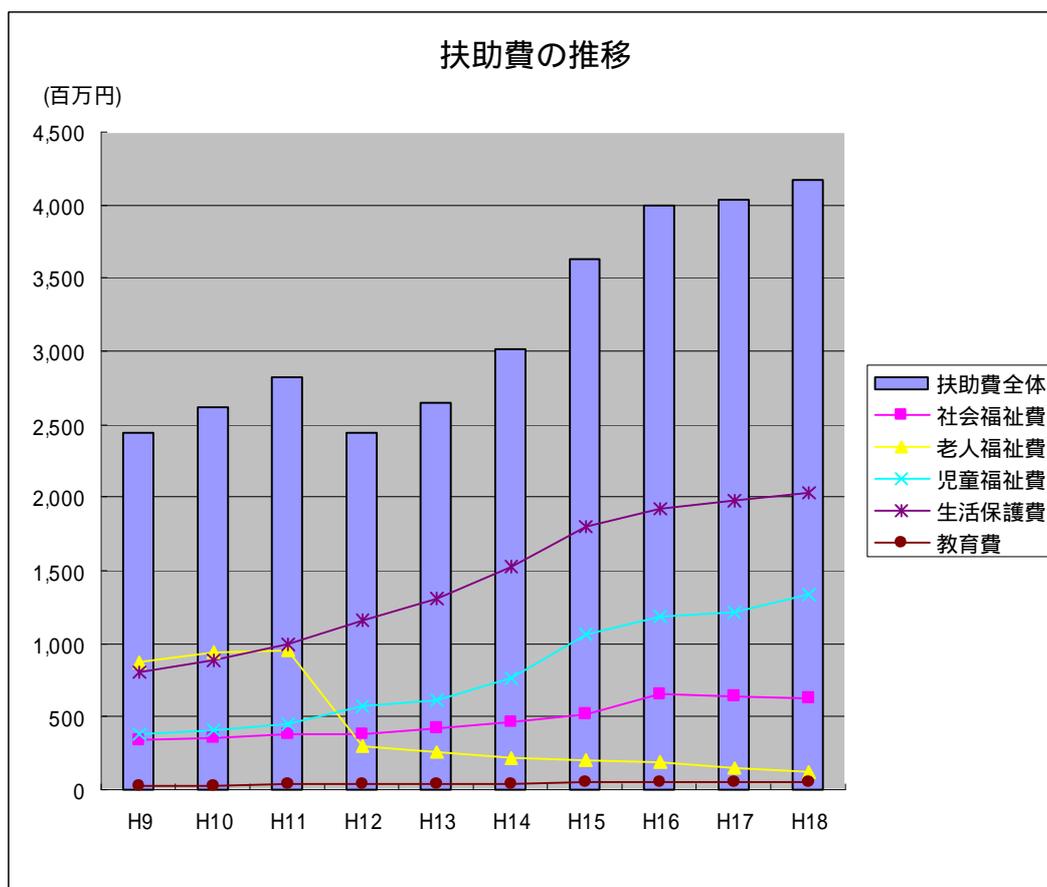
職員数の推移については、市全体で最も多かった平成 6 年度の 771 人に対して、平成 18 年 4 月 1 日現在の職員数は 626 人と、平成 6 年度に比べ 145 人の削減、削減率は 18.8% になります。

平成 19 年 4 月 1 日現在の職員数は、市全体で 596 人、普通会計で 443 人と、さらに減少しています。



	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
市全体	771	759	754	763	754	745	732	705	705	689	679	654	626
普通会計	577	570	563	572	566	557	549	517	517	507	505	490	466

扶助費は、平成13年度までは25億円前後で推移していたのが、制度の拡充や景気低迷の影響もあり、特に生活保護費、児童福祉費の伸びが大きく、平成14年度には30億円を、平成16年度には40億円を超え、平成18年度は41億77百万円となるなど、財政負担の大きな要因となっています。老人福祉費が平成12年度に大きく減少しているのは、平成12年度から介護保険制度が導入され、扶助費の大部分が特別会計に移行したことによります。



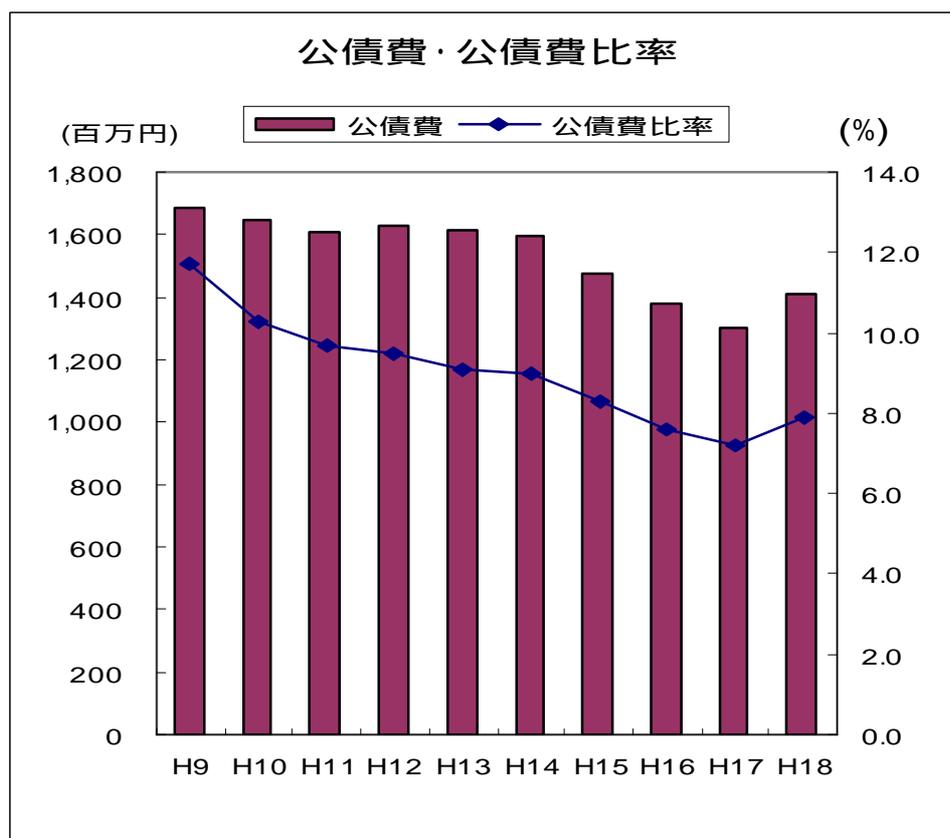
(単位:百万円)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
扶助費	2,436	2,620	2,822	2,447	2,644	3,014	3,623	4,001	4,037	4,177
うち社会福祉費	347	359	379	385	423	460	517	654	639	632
うち老人福祉費	868	940	959	301	254	217	199	187	146	126
うち児童福祉費	385	409	455	567	615	762	1,060	1,185	1,213	1,331
うち生活保護費	810	883	993	1,153	1,307	1,529	1,796	1,925	1,984	2,030
うち災害救済費										1
うち教育費	26	29	35	41	46	46	51	51	55	57

地方債の元利償還金等である公債費については、平成 18 年度は 14 億 8 百万円となっており、公債費比率は 7.9%です。

公債費比率とは、財政構造の健全性（長期安定性）を示すものであり、標準財政規模（都市の一般財源必要額を全国統一のルール計算により算出したもの）に対して、返済額がどの程度であったかを測るものであり、この比率が高ければそれだけ後年度負担が大きいことを意味します。

一般的に比率が 10%を超えないことが望ましく、15%を超えると黄色信号、20%を超えると赤信号とされていますが、本市の公債費比率は低い水準を保っており、健全性が保たれているといえます。

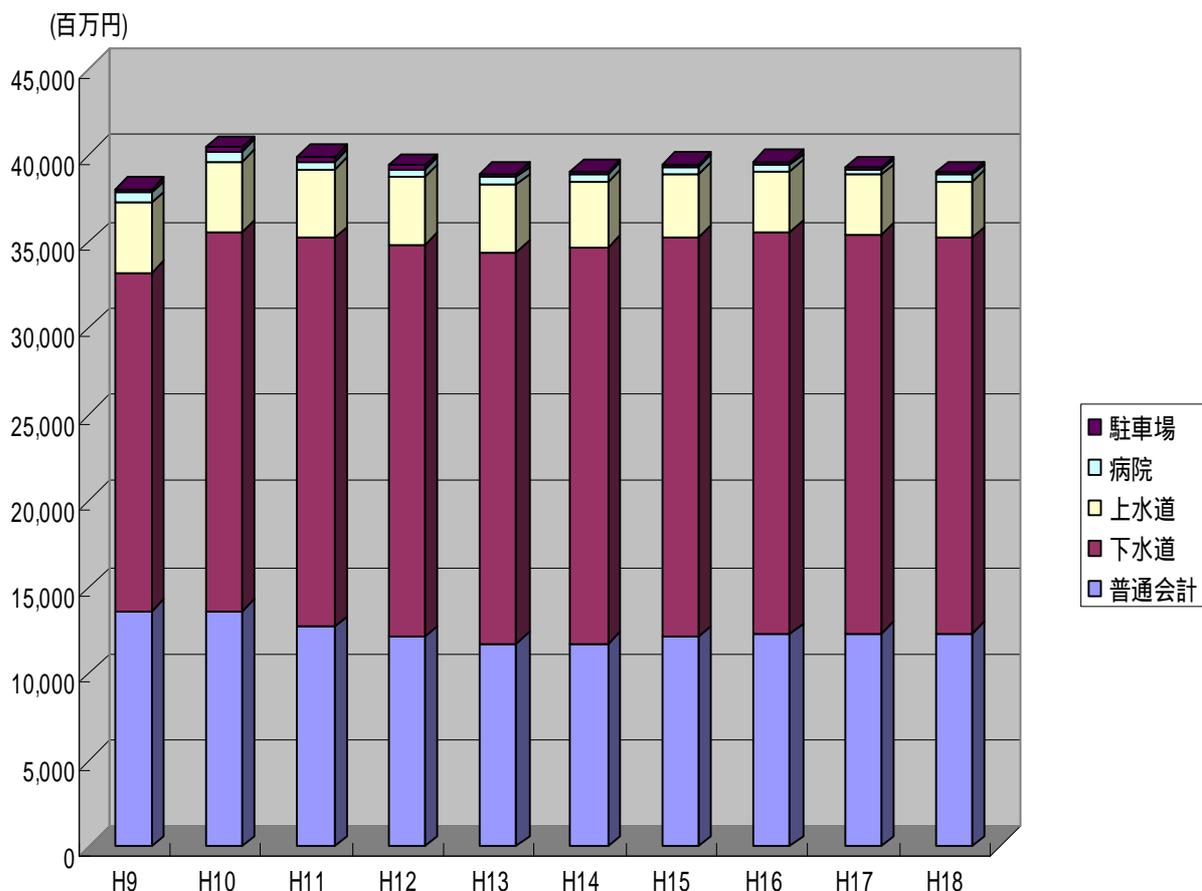


(単位:百万円・%)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
公債費	1,682	1,647	1,611	1,629	1,615	1,597	1,474	1,379	1,305	1,408
公債費比率	11.7	10.3	9.7	9.5	9.1	9.0	8.3	7.6	7.2	7.9

しかし、地方債の残高は普通会計で 123 億円程度なのに対して、快適で衛生的な生活環境を整えるため、事業を主要施策として取り組んできた下水道会計で 229 億円あるなど、市全体では約 390 億円となっています。下水道会計の地方債の元利償還金を一般会計が繰出金として負担しているため、一般会計の財政を圧迫する要因になっています。

地方債残高 (市全体)



(単位: 百万円)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
普通会計	13,699	13,642	12,722	12,120	11,724	11,786	12,156	12,298	12,322	12,317
下水道	19,565	21,948	22,465	22,669	22,657	22,903	23,080	23,257	23,085	22,880
上水道	3,982	4,107	4,047	4,011	3,892	3,779	3,669	3,528	3,429	3,284
病院	578	519	465	442	416	440	407	364	322	380
駐車場	231	231	221	210	199	188	176	164	151	138
合計	38,055	40,447	39,919	39,452	38,889	39,095	39,488	39,610	39,308	38,999

(それぞれの項目で四捨五入しているため、集計が合わないところがあります。)

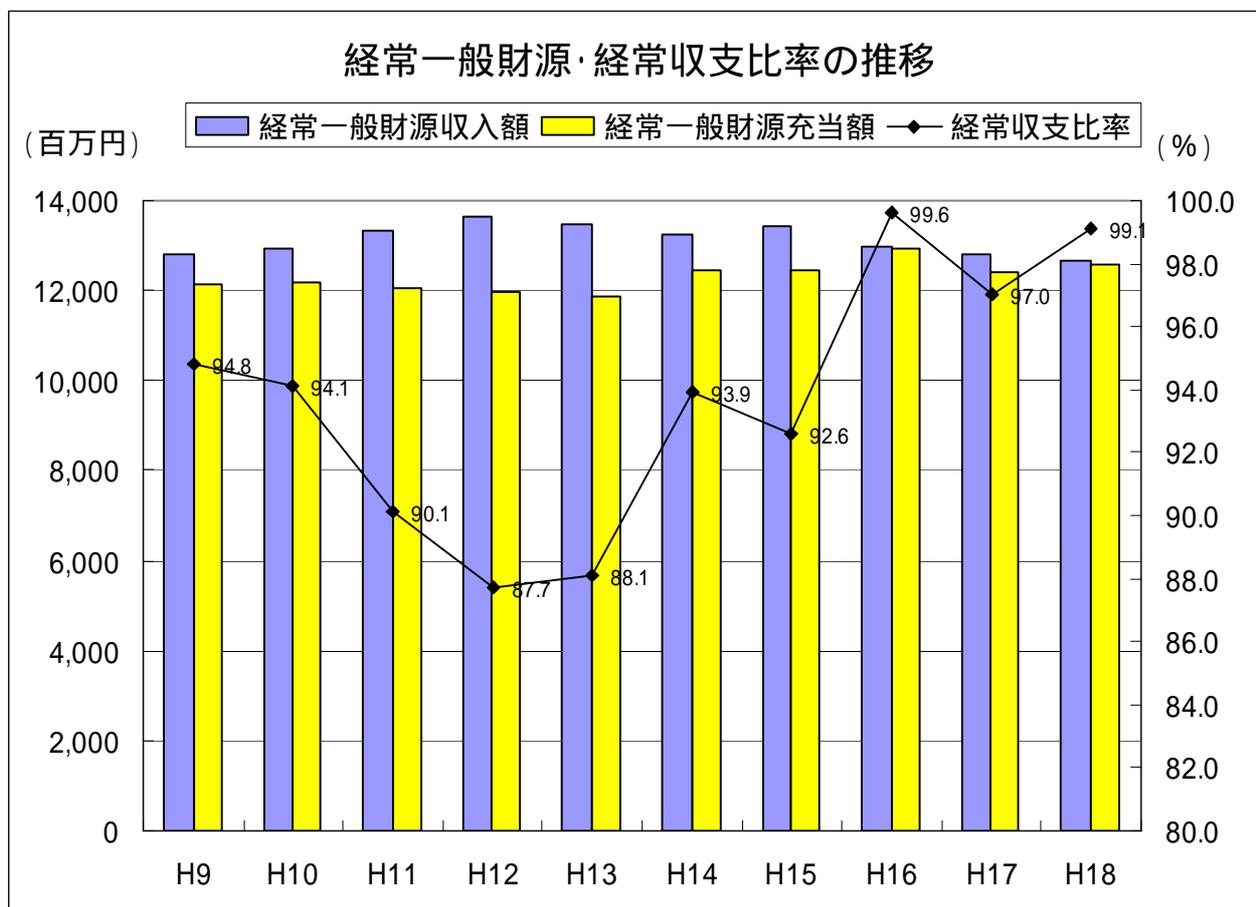
(5) 経常収支比率の推移

経常収支比率とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充てられたものの占める割合をいい、この比率が高いほど財政構造の硬直化が進み、市独自の行政サービスに対応できる余裕がなくなること示します。

財政構造の弾力性を判断するための指標となりますが、市では80%程度が適正水準であり、85%を超えると要注意であると考えられています。

本市の経常収支比率は、最近の10年間では一番低い平成12年度でも87.7%と高い水準で推移しており、平成16年度が99.6%、平成17年度が97.0%、平成18年度が99.1%と近年、特に財政が硬直化しており、新たな行政サービスを行う余裕がほとんどない状態になっています。

これを家計に例えると、収入のほとんどが食費や学費、住宅ローンの返済などの生活をする上で必要な経費に充てられ、自由に使えるお金はほとんどないという状況です。



(単位:百万円・%)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
経常収支比率	94.8	94.1	90.1	87.7	88.1	93.9	92.6	99.6	97.0	99.1

(6) 基金残高の推移

これまで、将来を見据え、特定の目的に充当するための基金を設置し、余裕資金等の積立を行ってきました。その基金もここ10年でのピークの平成11年度末の41億99百万円に比べ、平成18年度末は10億87百万円と4分の1程度になっています。

特に、年度間の財源調整の役割を果たす財政調整基金は、平成18年度末現在で1億48百万円と底をつき、非常に厳しい財政運営を強いられています。

基金年度末現在高

(単位:百万円)

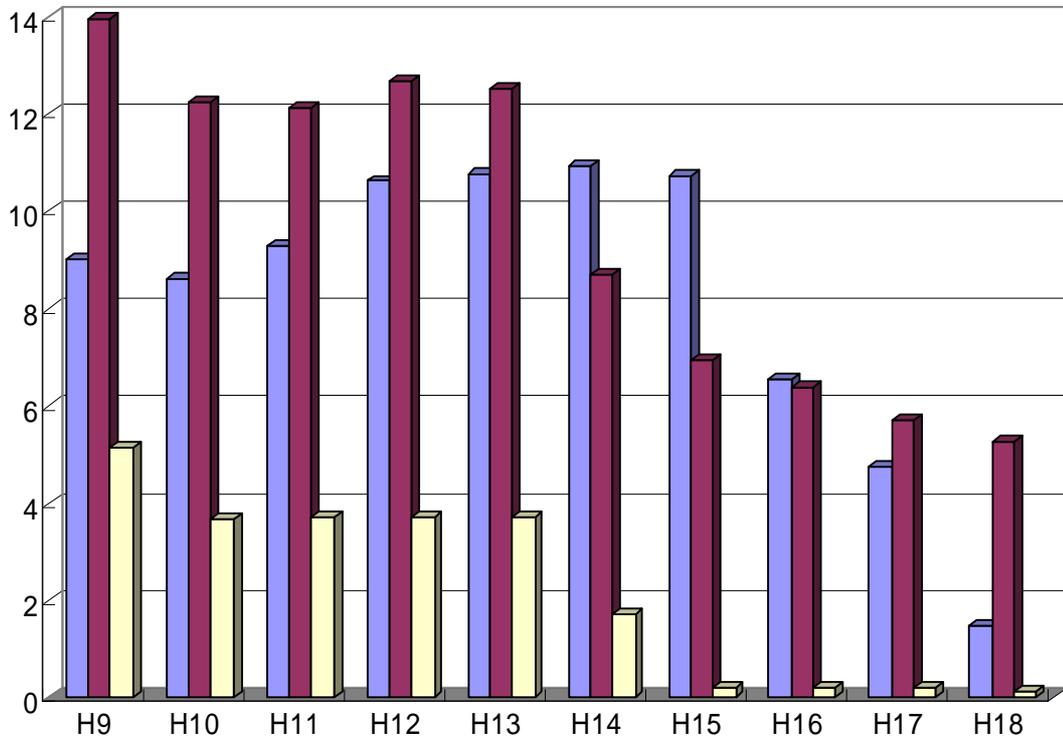
区 分	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
公共施設整備基金	1,396	1,224	1,211	1,268	1,253	869	692	638	570	528
財政調整基金	901	863	928	1,062	1,078	1,091	1,073	655	477	148
減債基金	516	369	370	371	371	172	22	22	22	12
奨学基金	3	4	5	6	7	7	7	8	8	7
古代史料整備基金	32	32	31	31	30	30	29	29	28	28
緑化基金	183	162	117	72	72	71	70	69	65	62
山添村友好基金	8	11	15	18	22	22	22	22	18	18
国際交流基金	39	36	32	30	28	25	23	20	18	15
福祉基金	362	297	257	160	160	130	27	12	27	22
文化スポーツ振興基金	653	593	559	552	458	291	95	65	35	17
職員退職手当基金		10	90	140	150	160	161	161	21	1
市民病院施設整備基金		10	90	170	220	270	281	281	261	228
少子化対策基金			96	19						
介護保険円滑導入基金			398							
合 計	4,094	3,610	4,199	3,900	3,849	3,140	2,502	1,982	1,551	1,087

(それぞれの項目で四捨五入しているため、集計が合わないところがあります。)

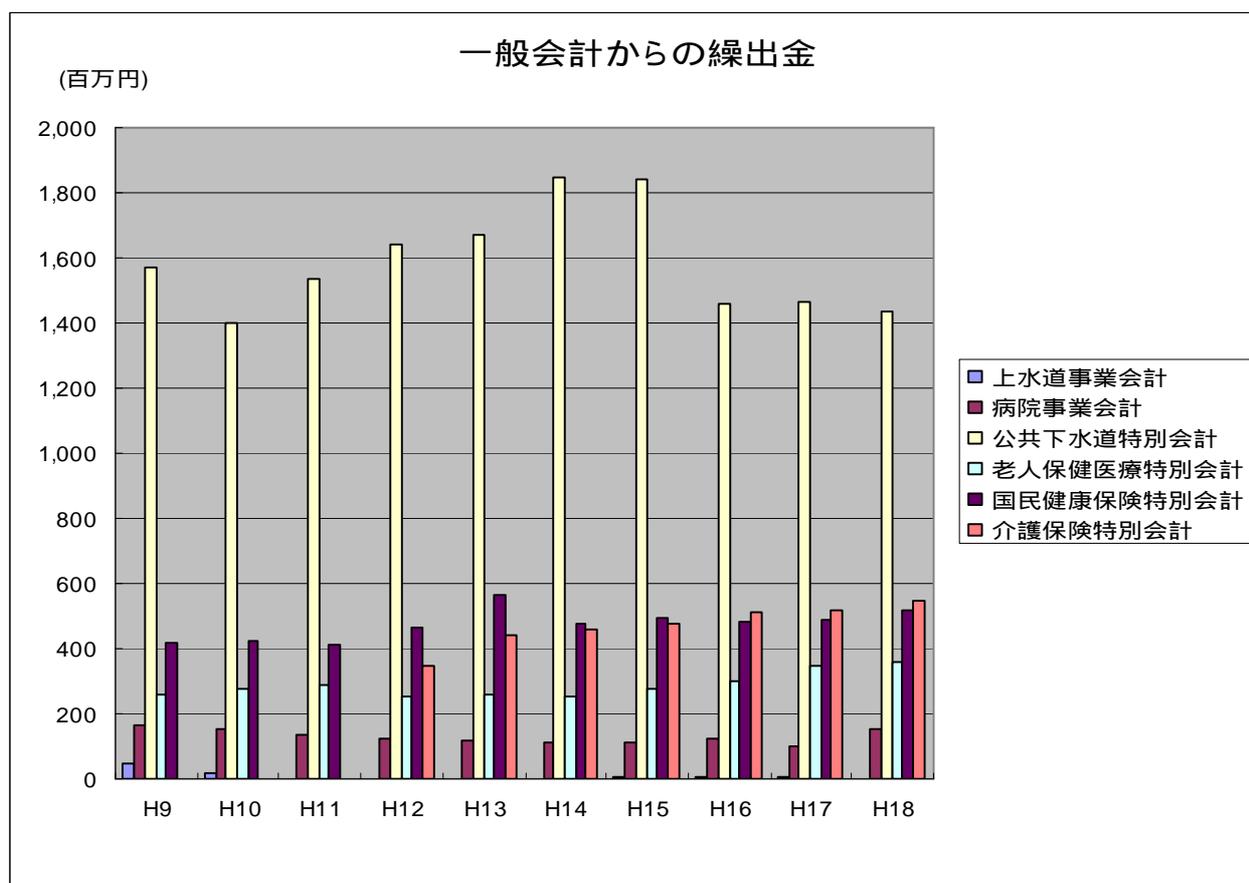
主要基金積立額の推移

■ 財政調整基金 ■ 公共施設整備基金 □ 減債基金

(億円)



(7) 一般会計からの繰出金



(単位: 百万円)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
上水道事業会計	45	15	0	0	0	0	5	5	5	1
病院事業会計	163	153	138	126	116	113	111	122	101	153
公共下水道特別会計	1,568	1,398	1,536	1,640	1,670	1,846	1,842	1,460	1,465	1,437
老人保健医療特別会計	256	274	290	251	261	255	277	301	345	357
国民健康保険特別会計	416	421	410	463	563	474	496	480	491	519
介護保険特別会計	0	0	0	346	443	458	476	511	520	548
合計	2,449	2,261	2,373	2,826	3,054	3,147	3,206	2,878	2,927	3,016

繰出金とは、会計間でやりとりされる経費のことで、大きく分けて2種類あります。

ひとつは、特別会計では会計単位でそれぞれの利用料金等での独立採算が原則となっていますが、一部を一般会計の税金等から負担すべきもの(例: 介護保険や老人保健の給付費の一定割合負担、下水道特別会計における雨水対策経費に対する負担など)。もうひとつは、各自治体独自の施策判断により特別会計の負担増になっている分について、一部またはその全部を補てんしているものです。

平成18年度の一般会計から特別会計等への繰出金は30億16百万円で、そのうちの約半分は下水道会計に対するものです。

一般会計の財政が逼迫する中で、今までと同様に特別会計等への繰り出しを維持できるか、非常に難しい状況になっています。

2 財政危機の原因について

平成 19 年度決算で赤字額が更に増大する見込みであり、今の行政形態を維持していくと近い将来、財政再生団体に転落するという財政危機ともいえるべき非常に厳しい状況に、陥った原因を説明します。

歳入面では、この 10 年間で顧みますと、最近でこそ景気が上向きになり雇用が安定してきている兆しもありますが、長引く不況、地価下落の影響などにより市税収入が大幅に減り、平成 9 年度の約 95 億円から平成 18 年度では約 80 億円となっています。

また、国における構造改革の一環としての三位一体の改革により、国庫補助金や地方交付税が減少し、税源移譲との均衡においても実額では十分に補てんされていないことが影響しております。平成 19 年度において、所得税から個人市民税への税源移譲が行われましたが、税源移譲に伴い、国から交付されていましたが所得譲与税（平成 18 年度は約 4 億円）が廃止され、収入総額として増収につながっていない状況です。

歳出面では、生活保護、障害者自立支援法の施行、児童扶養手当などの福祉的施策にかかる扶助費が伸び続け、団塊世代の職員の前倒しでの大量退職による退職手当の増加が基金取り崩しの要因となっています。また、本市の財政危機の大きな原因のひとつは、市域が狭い割に市立の小学校が 7 校、中学校が 3 校、幼稚園が 7 園と分園が 1 園、保育所が 7 箇所あり、清掃事業についてもごみ収集の一部を業者委託していますがその他を直営で行っております。このように直営部門が多いと、事業の運営や施設の維持管理に多額の経費が必要になります。また、市制施行は昭和 41 年ですが、その後の約 10 年間位の人口急増にあわせ公共施設を整備充実してきましたが、それらの施設、設備の老朽化が進んできており、今後さらに市の財政を圧迫するものと考えております。

公共下水道については昭和 61 年に供用開始をしていますが、その料金収入をもって運営することが困難なため一般会計から不足分を全額繰入しながら事業を進めてきました。また、地理的条件での必要性から浸水対策への多額の投資などが、起債償還を含め大きな財政負担となっています。

（19 ページの表を参照）

本市はこれまで、内部管理経費の節減や事務事業の効率化、組織機構の簡素化、職員数の削減、職員給料のカット、各種手当の見直しなどの人件費の削減に取り組んできましたが、預金（基金）が毎年減ってきているにもかかわらず、これに対する有効な手立てや根本的な対策に欠けていました。預金（基金）がわずかしか残っていませんので、今までのように、収支の不足分を預金（基金）の取り崩しでまかなうことができず、このままの状態では大幅な赤字が見込まれます。

今まで行ってきた様々な努力については、当然、継続して取り組んでいかなければなりません。財政再生団体になることだけは絶対避けなければなりませんので、自主再生していくためには財政健全化の方策を立て、本市の赤字要因にたいして根本的な対策を集中的に実行していく必要があります。

平成 18 年度地方財政状況調査における各費目の標準財政規模に占める割合（％）

（府内市は、政令指定都市を除く 31 市）

	児童福祉費	生活保護費	清 掃 費	下水道費	幼稚園費
藤井寺市	20.8	17.7	12.1	12.2	2.2
府内市平均	20.2	16.8	9.8	8.0	1.6
府内市の藤井 寺市の順位	12位	9位	4位	1位	8位

3 財政収支見直しについて

平成 21 年 4 月 1 日には、従来の地方財政再建促進特別措置法に変わり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が本格施行され、平成 20 年度決算から現在の普通会計の収支だけではなく、特別会計、企業会計を含む市全体での収支が問われることとなります。

早期財政健全化団体、財政再生団体に該当するかどうかの比率は、平成 19 年の年末に公表されました。平成 18 年度決算において、国民健康保険特別会計が 7 億円を超える赤字を抱えており、下水道特別会計も一般会計からの繰り出しにより、かろうじて収支の均衡を図っている現状からみて、近い将来、早期財政健全化団体や財政再生団体になる危険性があります。

平成 18 年度普通会計決算、平成 19 年度決算見込み及び平成 20 年度予算の一般財源をベースに、平成 13 年度からの推移を勘案し、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間の歳入・歳出を推計してみると、何らかの対策を講じない場合、平成 19 年度で 7 億 53 百万円、平成 20 年度に 18 億 41 百万円、平成 21 年度には 28 億 81 百万円の財源不足が見込まれます。(22 ページの表を参照)

平成 19 年度の標準財政規模 124 億 46 百万円（臨時財政対策債発行可能額 6 億円を含む）を参考にすると、平成 21 年度にはこの 20%にあたる 24 億 89 百万円を超える赤字となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める財政再生団体に該当することとなります。

財政再生団体になると、夕張市のように、国の管理のもとで財政の立て直しを図ることになり、歳入では、使用料、手数料の他の団体における最高の料率と同程度以上の料率への改定や、歳出では類似団体の最低の水準に止まるよう削減に向けた取り組みが求められます。このことから、市民負担の増大や市独自の施策の実施が困難になり、市民サービスに大きな影響を与えることとなります。

この収支見直しは、今後の国の制度改正や社会経済情勢の変化などにより、実際とはかい離するものと思われませんが、歳入不足を補う財政調整基金が底をつき、歳入不足を埋める手立てがない現状では、毎年赤字が累積していく傾向が続くものと考えております。この赤字の縮小、解消、そして健全な歳入歳出構造への転換を図り、予算の自主編成権が奪われ、市民サービスに影響を及ぼす早期財政健全化団体や財政再生団体へ転落することを避けることが緊急の課題となっています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における各指標の藤井寺市基準

(平成 19 年度の標準財政規模を使用した場合) 単位：千円

健全化指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	基準となる比率	基準となる比率	基準となる比率	基準となる比率
	藤井寺市の基準となる赤字額	藤井寺市の基準となる赤字額	平成 18 年度決算比率	藤井寺市の基準となる金額
早期健全化基準	13%	18%	25%	350%
	1,617,966	2,240,261	12.3%	43,560,626
財政再生基準	20%	30%	35%	指標としての適用無し
	2,489,179	3,733,768	12.3%	指標としての適用無し

財政収支（普通会計・一般財源ベース）

（単位：百万円）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18
地方税	8,588	8,334	7,905	7,751	7,814	8,059
地方交付税	3,965	3,981	3,766	3,592	3,450	3,042
普通交付税	3,681	3,707	3,519	3,370	3,253	2,869
特別交付税	284	274	247	222	197	173
地方譲与税	128	130	137	257	379	539
各種交付金	1,460	1,083	1,096	1,183	1,167	1,124
繰入金	0	320	185	427	440	370
財政調整基金		90	35	427	300	360
減債基金		200	150			10
財産収入			3	2	11	19
減税補てん債	126	121	112	108	113	83
臨時財政対策債	304	662	1,382	1,000	763	661
その他	201	186	180	204	340	216
歳入合計	14,772	14,817	14,766	14,524	14,477	14,113
人件費	4,876	4,699	4,808	4,883	5,038	4,452
職員給	3,864	3,315	3,262	3,324	3,145	2,904
退職手当	362	313	455	432	784	545
扶助費	866	950	1,025	1,191	1,221	1,530
公債費	1,400	1,402	1,314	1,223	1,185	1,325
普通建設事業費	279	262	278	103	131	153
物件費	1,570	1,602	1,519	1,740	1,525	1,545
補助費等	2,515	2,711	2,684	2,632	2,461	2,413
病院事業繰出金	116	100	102	122	102	119
水道事業繰出金	6	6	13	11	10	6
一部事務組合負担金	2,037	2,158	2,061	2,020	1,873	1,793
積立金	213	127	121	91	181	60
繰出金	2,790	2,894	2,906	2,560	2,617	2,645
下水道会計繰出金	1,670	1,846	1,842	1,460	1,465	1,437
国保会計繰出金	397	315	293	269	269	286
老人保健会計繰出金	280	275	295	320	363	373
介護保険繰出金	443	458	476	511	520	548
前年度繰上充用金						
その他	120	145	99	89	62	69
歳出合計	14,629	14,792	14,754	14,512	14,421	14,192
形式収支	143	25	12	12	56	79
翌年度に繰り越すべき財源	2	6		1	1	7
実質収支	141	19	12	11	55	86

財政収支見通し（普通会計・一般財源ベース）

（単位：百万円）

	H19	H20	H21	H22	H23
地方税	8,346	8,287	8,116	8,127	8,148
地方交付税	3,217	3,254	3,350	3,400	3,410
普通交付税	3,067	3,104	3,200	3,250	3,260
特別交付税	150	150	150	150	150
地方譲与税	136	135	135	135	135
各種交付金	979	1,043	1,001	962	952
繰入金	10				
財政調整基金					
減債基金	10				
財産収入	68	2	2	2	2
臨時財政対策債	600	562	562	562	562
その他	158	103	100	100	100
歳入合計	13,514	13,386	13,266	13,288	13,309
人件費	4,496	4,413	4,251	4,226	4,026
職員給	2,905	2,846	2,822	2,802	2,741
退職手当	571	459	379	373	244
扶助費	1,618	1,714	1,754	1,796	1,840
公債費	1,367	1,405	1,415	1,440	1,442
普通建設事業費	123	111	60	60	60
物件費	1,546	1,506	1,506	1,506	1,506
補助費等	2,408	2,778	2,754	2,754	2,754
病院事業繰出金	129	165	100	100	100
水道事業繰出金	5	5	5	5	5
一部事務組合負担金	1,819	1,776	1,776	1,776	1,776
後期高齢者医療広域連合負担金		312	353	353	353
積立金	14				
繰出金	2,530	2,468	2,486	2,651	2,571
下水道会計繰出金	1,270	1,429	1,488	1,653	1,573
国保会計繰出金	316	264	264	264	264
老人保健会計繰出金	372	41			
介護保険繰出金	572	634	634	634	634
後期高齢者医療特別会計繰出金		100	100	100	100
前年度繰上充用金	86	753	1,841	2,881	4,106
その他	70	79	80	80	80
歳出合計	14,258	15,227	16,147	17,394	18,385
形式収支	744	1,841	2,881	4,106	5,076
翌年度に繰り越すべき財源	9				
実質収支	753	1,841	2,881	4,106	5,076

【財政収支見直しを行った際の前提条件】

「歳入」

(1) 市税

- ・ 別途、税収見込み資料による。(26、27 ページ参照)

(2) 地方交付税

(国の交付税総額が平成 20 年度以降一定である前提で見込む)

・ 普通交付税

基準財政収入額は、市税収入の推移動向等を勘案して見込む。基準財政需要額は、公債費の推移動向等を勘案し、また、平成 20 年度に新設される地方再生対策費による増加分を見込む。

・ 特別交付税

平成 20 年度予算額をもとに 1 億 5 千万円の横ばいで見込む。

(3) 地方譲与税

所得譲与税は平成 18 年度をもって廃止。自動車重量譲与税、地方道路譲与税の平成 20 年度予算額の 1 億 35 百万円の横ばいで見込む。

(4) 各種交付金

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金は、平成 20 年度予算額 8 億 50 百万円の横ばいで見込む。

地方特例交付金のうち、児童手当特例交付金は平成 20 年度予算額の 32 百万円の横ばい、特別交付金は平成 20 年度予算額の 29 百万円を平成 21 年度まで見込む。平成 20 年度に新設される減収補てん特例交付金は、個人市民税の減収見込み額として、平成 20 年度で 1 億 32 百万円、平成 21 年度で 90 百万円、平成 22 年度で 80 百万円、平成 23 年度で 70 百万円を見込む。

(5) 繰入金

平成 19 年度末現在で、財政調整基金の残高見込は 1 億 50 百万円、減債基金の残高見込は 2 百万円と、ほぼ底をついた状況である。このため、平成 20 年度以降の繰入金は、ないものとする。

(6) 財産収入

普通財産貸付収入の平成 20 年度予算額 2 百万円を見込む。平成 19 年度決算見込額には放置自転車一時保管場所用地の売却収入が上乘せとなっている。

(7) 減税補てん債

平成 18 年度で制度廃止のため、平成 19 年度以降は 0。

(8) 臨時財政対策債

計画期間中、制度が継続する前提で、平成 20 年度予算額 5 億 62 百万円の横ばいで見込む。

(9) その他

平成 20 年度の額を勘案して、1 億円で固定。

「歳出」

(1) 人件費

人事課での試算をもとに、一般財源ベースに置き換えている。
算出の基になる職員数については、平成 20 年 1 月に 3 名採用。以降、定員適正化計画で策定された採用計画による。技能員の退職者分は補充なしとしている。
退職手当については、現行制度（支給率等）で計上。定年退職予定者を基礎としているが、平成 19 年度については勸奨退職者 8 名、既退職者 2 名を含んでいる。

(2) 扶助費

社会福祉費は、障害者自立支援法による制度改革で予測が立てにくいだが、平成 20 年度見込額をベースに毎年、過去 7 年の平均伸び率 7%の伸びで計上。
老人福祉費及び児童福祉費は、平成 20 年度見込額で横ばい。
生活保護費は、過去 7 年の平均伸び率が 8%を超えているが、更生医療費の社会福祉費への移行、母子加算の段階的廃止や自立支援への体制強化により、伸び率を 3%に抑えている。
災害救助費は、40 万円の横ばいで計上。
教育費は、過去 7 年の平均伸び率が 8%を超えているが、国庫の一般財源化により大きく変動した年度を除く平均伸び率の 3.7%の伸び率で計上。
扶助費は、国、府の制度改革が大きく影響するが、以上の見込み方により、毎年 2.3～2.5%程度の伸びで見込んでいる。

(3) 公債費

既に発行している起債の元利償還金に、平成 20 年度以降の新規発行分の起債を毎年、臨時財政対策債 5 億 62 百万円、その他 1 億 78 百万円とした場合の償還金を加算。

(4) 普通建設事業費

国庫支出金、地方債、公共施設整備基金繰入金などの特定財源を除く一般財源ベースで、平成 21 年度以降 60 百万円で見込む。

(5) 物件費

今後、し尿汲み取り補償でのごみ収集委託料の増加要因等があるが平成 20 年度見込額で横ばい。

(6) 補助費等

病院事業繰出金、水道会計繰出金は、通常分での一般会計からの繰出金を見込む。
一部事務組合負担金は、平成 20 年度以降 17 億 76 百万円の横ばいで計上。
後期高齢者医療広域連合負担金は平成 20 年度見込額に、平成 21 年度以降 41 百万円（平成 20 年度後期高齢者医療特別会計繰出金）を加算。

(7) 積立金

平成 19 年度は福祉基金に 14 百万円を積み立て。平成 20 年度以降はないものとする。

(8) 繰出金

下水道会計繰出金については、担当課の資料をもとに算出。老人保健会計については、平成 20 年度見込額は 41 百万円であるが、平成 21 年度以降については制度上 0。
その他特別会計については、平成 20 年度見込額で横ばい。

平成 19 年度～ 23 年度税収見込について

見込み方

- ・ 現時点で 19 年度末のそれぞれの税目別の決算見込調定額を算出し、それぞれの決算見込徴収率を乗じて、まず平成 19 年度の決算見込収入額を算出する。
- ・ 次に平成 20 年度～ 23 年度までの税目別の決算見込調定額及び決算見込徴収率を求めそれぞれの税目別の収入見込額を算出した。

税目別

個人市民税

税源移譲等による影響額（当初調定）

（千円）

18 年度		19 年度	
株式譲渡以外	2,961,579	株式譲渡以外	2,975,944
株式譲渡	300,000	株式譲渡	23,000
		税源移譲影響額	390,000
		定率減税廃止等による影響額	160,000
合計	3,261,579	合計	(前年比 + 287,365) 3,548,944

上記のように、19 年度当初調定における対前年比で約 2 億 8 千万円増となっているが、18 年度においては株式譲渡による一時的な高額所得者があったため、その部分を除くと概ね税源移譲で 3 億 9000 万円、定率減税廃止等で 1 億 6000 万円位、あわせて 5 億 5000 万円の増と思われる。

しかしながら、過去 3 年～ 4 年間の所得は伸びておらず、今後においても急激な伸びは見込めない。一方、平成 19 年度より所得税が減額となり住宅ローン控除が引ききれない場合、20 年度の住民税から控除することになり 20 年度で約 1 億円程度、21 年度 9000 万円、22 年度 8000 万円、23 年度 7000 万円程度の減収になる見込みである。

法人市民税

過去 5 年間(平成 14 年～ 18 年度)の平均収入額は（現年 + 滞納）約 5 億円程度で若干の伸びを見込んだ。

固定資産税・都市計画税

藤井寺球場の撤退後、跡地を学校法人が平成18年4月に取得し、殆どの部分が非課税用途として利用されており約3000万円程度が19、20年度において、減収の要因となっている。

平成21年度以降においては、すべて非課税となり今後将来的にはかなりのマイナスとなる。

またサントリー道明寺工場も17年度末で閉鎖となり跡地は老健施設が建設予定となっているようでこれについても21年度以降は税収は見込めず（建物の用途により非課税）今後の税収の伸びは期待できない。

【家屋】

平成21年度の家屋の落込みについては3年に一度の評価替えによる経年減価によるもので通年の新築課税を考慮しても概ねマイナス9%くらいになると思われる。

【土地】

土地の評価については、市内で上昇傾向にあるが一部地域において依然下落しているところもある。企業撤退後、その跡地が非課税地及び宅地化が進み課税標準の特例適用により課税標準額が減少傾向にあるため税収は若干、マイナス気味に見込んだ。

4 財政健全化プログラム

(1) 概要

目的

藤井寺市行政改革大綱の重点項目である「自主性・自律性の高い財政運営の確保」を実現し、市民が安心して暮らせる将来を見据えた健全な行財政運営のシステムを構築するために策定するものです。

目標

市財政の厳しい現状を真摯に受け止め、早急に財政健全化のための施策を実行し、早期における財政再生団体への転落を阻止することを目標とします。今後の赤字決算確定額、効果額を算定のできない健全化施策の進捗状況及び社会経済情勢に留意しながら更なる追加策も視野にいれ、将来的には収支のバランスの取れた自立的で持続可能な財政運営を確立するための第一歩とします。

計画期間

平成 20 年度～平成 23 年度 4 年間

目指すべき数値目標

収支均衡の確保

早期における財政再生団体への転落を阻止するとともに、将来的には財源不足見込額の解消を図ること目標とします。

【単年度財源不足見込額】

(単位:百万円)

H19	H20	H21	H22	H23
667	1,088	1,040	1,225	970

財政健全化方策のフレーム

(財政危機の原因に対する健全化施策の枠組み)

1. 執行組織のスリム化(民営化、民間委託)
2. 総人件費の抑制(給与是正と報酬を含めた削減)と内部経費の節減
3. 使用料、受益者負担の明確化
4. 補助金の抜本的見直し
5. 一部事務組合、外郭団体の見直し

一部事務組合については、各加入市で共同運営しており、本市のみで健全化策を決定することはできないが、本市の財政状況を加入市に説明し、理解を求め、合理化と経費節減について働きかけを続ける。外郭団体についても市から支出している内容について費用対効果の検討を加える。

6. 公営企業等の経営改善
経営が悪化している公営企業にあつては、その原因を分析し、対策を講じることによって経営改善に努める。
7. 学校等施設の統廃合
8. 市有財産の有効活用（財産処分も含めて）
9. 施策展開の選択と重点化
10. 歳入増の取り組み
11. その他

(2) 財政健全化の具体的取組事項

1. 執行組織のスリム化(民営化、民間委託)

算定可能な効果額 平成21年度 43,330千円

平成22年度 43,330千円

平成23年度 43,330千円

部	課	取組項目	取組内容	備考
総務部	人事課	給与計算等の民間委託推進	給与計算等について民間委託を推進する。 (平成18年2月の行革大綱による)	平成21年度実施に向けて平成20年度中に検討
市民生活部	清掃課	ごみの収集について、民間委託を推進	H22年度から家庭生ごみ・不燃粗大ゴミ収集の民間委託、H26年度から資源ゴミ収集の民間委託を行う予定	基本協定に基づいて取り組む。
健康福祉部	子育て支援課	市立保育所の民営化等について	市立保育所の民営化及び幼保一元化について実施に向けて取り組む	民営化を平成21年4月を目標に実施(1園)。更に民営化及び幼保一元化について実施に向けて取り組む。なお、幼保一元化については、教育委員会と連携を図

				り、研究、検討を行う。
--	--	--	--	-------------

2. 総人件費の抑制(給与是正と報酬を含めた削減)と内部経費の節減

算定可能な効果額 平成 20 年度 208,978千円

平成 21 年度 234,832千円

平成 22 年度 234,725千円

平成 23 年度 231,535千円

部	課	取組項目	取組内容	備考
総務部	総務情報課	事務アルバイト賃金の削減	印刷物を依頼していた担当課職員が自ら対応する。	平成 20 年度より実施。
総務部	総務情報課	事務アルバイト賃金の削減	情報ふれあいコーナーを職員交替又は再任用職員で配置する。	平成 20 年度より実施。
総務部	総務情報課	庁舎駐車場の管理	現行の磁気駐車券を廃止し、デジタル印刷機により駐車券を印刷する。	平成 20 年度より実施。
総務部	総務情報課	黒色公用車の売却	一部売却。市長車(平成 23 年度売却)、議長車を残し 2 台を売却する。	平成 20 年 1 月売却実施済み。維持管理費は平成 20 年度以降削減。
総務部	総務情報課	公共施設循環バスの運営について	現在の運転委託を廃止し、職員(運転技能員)が交代で乗務する。	平成 20 年度より実施。
総務部	総務情報課	庁舎等観葉植物の廃止	庁舎等の観葉植物の入替をしない。	平成 20 年度より実施。
総務部	人事課	地域手当等の見直し	現在の支給率を平成 20 年度に職員 10% 6%、特別職 5% 3% に改定等	平成 20 年度より実施。
総務部	人事課	住居手当(一律支給 6,000 円)の見直し	一律支給分については全廃。	平成 20 年度より実施。
総務部	人事課	旅費(宿泊料)の見直し	宿泊料を 1 泊 17,000 円から 12,000 円に見直す。	平成 20 年度より実施。
総務部	人事課	人件費(特別職を含む)の削減	財政健全化に向けて、人件費を削減	今後の赤字決算確定額、効果額を算定できない健全化施策の進捗状況及び社会経済情勢に留意しながら検討。

総務部	人事課	厚生会委託料(市負担金)関係	現在1人当たり市負担金の3,000円を廃止	平成20年度より実施。但し、市町村職員互助会の今後の動向に留意する。
総務部	契約検査課	入札における資料配布の方法について	資料配布の方法を「郵送」「手渡し」から「ホームページからのダウンロード方式」等により配布	平成20年度よりコンサルタント設計業務について電子化を図りホームページでダウンロードする方法を検討する。
総務部	契約検査課	事務用品等の再利用について	クリップ、ファイル等の再利用として全課に情報を流し共有できるシステムを作る	平成20年度よりグループウェアを利用しての実施に向けて検討する。
総務部	契約検査課	庁内用のお茶、洗剤の配給について	庁内用のお茶、洗剤の配給について廃止する	平成20年度より実施。
総務部	契約検査課	量販店での購入について	量販店での購入を検討する	平成20年度より、現状の制度内において可能な業者については、実施していく。
総務部	行財政管理課	市刊行物の見直し	各課において、刊行物の効果性や必要性を点検し、類似しているものや効果が薄れたものについては、廃止や縮小などの整理を行い、存続するものは、原則として電子化を図りホームページに掲載する。	平成20年度より取り組む。ホームページのリニューアル時に掲載予定。
市民生活部	清掃課	現業部門の組織体制の見直し	H19年度末定年退職者が3名いるが、収集体制の見直しにより人員補充は行わない。(現在の4班12人体制を3班9人体制へ変更。)	平成20年度より取り組む。(平成19年度より試行)
都市整備部	みどり保全課	生涯学習センター温室管理の廃止	生涯学習センター温室管理委託の廃止	平成20年度より実施。
教育部	教育総務課	小学校臨時職員(校務員)の廃止	小学校臨時職員(校務員)の廃止 代替措置として手数料(1時間×205日×7校)を予算化	平成20年度より実施。
教育部	教育総務課	中学校臨時職員(校務員)の廃止	中学校臨時職員(校務員)の廃止 代替措置として手数料(2時間×205日×3校)を予算化	平成20年度より実施
教育部	生涯学習課	生涯学習センターのプレイリーダー業務委託の見直し	施設管理公社への委託から嘱託員を直接雇用する	平成20年度より実施
会計室	会計室	支払通知書送付事務の見直し	インターネット等を活用することにより、メールサーバーによる支払通知書送付の廃止を検討。	今後の検討課題とする

選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙事務のアルバイト対応	選挙事務について可能な限りアルバイト対応とする	平成20年度より取り組む。
------------	------------	--------------	-------------------------	---------------

3. 使用料、受益者負担の明確化

算定可能な効果額 平成20年度 278,626千円
平成21年度 340,567千円
平成22年度 505,563千円
平成23年度 426,287千円

部	課	取組項目	取組内容	備考
総務部	行財政管理課	下水道事業特別会計繰出金の見直し	基準外繰出しについて見直しを行う。受益と負担の明確化等に取り組む。下水道事業経営健全化計画との整合を図る	平成20年度より繰出金を1,190,000千円で固定する。
市民生活部	市民課	住民票の写し等交付手数料見直し	住民票の写し・除票・記載事項証明・外国人登録原票記載事項証明・身元証明・印鑑証明・戸籍の附表・その他の証明 現行 200円 改正案 300円	平成20年6月より実施。
市民生活部	税務課	税務証明交付手数料の見直し	納付状況証明、市・府民税証明書、固定資産税証明書等 現行 200円 改正案 300円	平成20年6月より実施。
市民生活部	環境政策課	蜂の巣駆除の有料化	現在、すずめ蜂や大型の巣については、業者を紹介しているが、その他のものは無料で駆除しているため、駆除費用を徴収する。	平成20年6月より実施。 (1件3,000円)
市民生活部	清掃課	ごみの有料化について	ごみの有料化について検討する。(超過量制が全面有料について)	ごみの有料化について府下各市の状況もふまえて平成20年度中に検討。 (可能かどうかの方向性をだす)
健康福祉部	子育て支援課	保育料の改定について	国基準を勘案して、保育料の改定を行う。	平成20年度より実施
都市整備部	維持管理課	道路占用料の見直し	道路占用料の1割程度引き上げについて検討する	平成21年度以降実施に向けて関係者

				と調整必要。
都市整備部	維持管理課	既明示指令図の閲覧・コピーの有料化について	現在無料で行っている閲覧・コピーの有料化を実施する	平成 20 年度より実施(閲覧手数料については 6 月より実施)
都市整備部	維持管理課	道路台帳・街区基準点データのコピーサービス	法上、閲覧は無料であるが、コピーについては有料化する。	平成 20 年度より実施
教育部	学校教育課	市立幼稚園保育料の見直し	現行 月額 5,000 円から 8,000 円に改正する	平成 20 年度より実施

4. 補助金の抜本的見直し

算定可能な効果額 平成 20 年度 3,570 千円
平成 21 年度 3,570 千円
平成 22 年度 3,570 千円
平成 23 年度 3,570 千円

部	課	取組項目	取組内容	備考
総務部	行財政管理課	補助金の見直し	補助金については、必要性、効果性、公平性の観点から見直し基準を作成する。	平成 20 年度中に基準策定。可能ならば平成 21 年度予算に反映。
市民生活部	清掃課	リサイクル地区還元金の見直し	リサイクル地区還元率(現行 90%)の見直し	平成 20 年度は還元率 80%。(その後は要検討)
市民生活部	清掃課	電動生ごみ処理機購入助成金の廃止	電動生ごみ処理機購入助成金を廃止	平成 20 年度より実施
都市整備部	みどり保全課	生垣設置助成の廃止	生垣設置助成を廃止	平成 20 年度より実施

7. 学校等施設の統廃合

部	課	取組項目	取組内容	備考
市民生活部	支所	支所のあり方について	支所のあり方について抜本的見直しも含めて検討する	今後の検討課題とする。

教育部	教育総務課	市立小中学校の統廃合について	小中学校の統廃合に向けて本格的に検討する	平成 20 年度中に方向性をだす。最終的に小学校 5 校、中学校 2 校に統合が可能かどうかについても検討。
教育部	教育総務課	道明寺幼稚園川北分園のあり方について	道明寺幼稚園川北分園のあり方を廃止も含めて検討する	平成 20 年度中に方向性をだす。

8. 市有財産の有効活用(財産処分も含めて)

部	課	取組項目	取組内容	備考
市民生活部	地域振興課	市民総合会館等の貸館業務の見直し	公の施設のうち普通財産として管理できる部分は、民間や公益団体に貸し付ける等、有効活用について検討する。	有効活用については緊急の検討課題とする。
市民生活部	地域振興課	生活プラザの有効活用について	生活プラザの有効活用について検討する。	平成 20 年度中に方向性も含めて検討し方向性をだす。
教育部	生涯学習課	津堂野外活動広場のあり方について	津堂野外活動広場のあり方を検討する	平成 20 年度中に方向性も含めて検討する。

9. 施策展開の選択と重点化

算定可能な効果額 平成 20 年度 24,982千円
平成 21 年度 22,278千円
平成 22 年度 22,082千円
平成 23 年度 22,278千円

部	課	取組項目	取組内容	備考
市民生活部	税務課	たばこ税源拡充事業費の廃止	行政が喫煙を奨励するような行為は廃止する。(ライター配布)	平成 20 年度より実施
市民生活部	環境政策課	藤井寺駅前駐輪駐車場のあり方について	藤井寺駅前駐輪駐車場の有効活用及び特別会計の財政健全化について検討する。	平成 20 年度中に必要性も含めて検討する。
健康福	福祉課	障害者福祉金個人給付の見直し	障害者福祉金個人給付の見直しについて	今後の検討課題

社部			検討する	とする。
健康福祉部	福祉課	難病見舞金の見直し	難病見舞金の見直しについて検討する。	廃止を含めて20年度中に方向性をだす。
健康福祉部	高齢介護課	高齢福祉サービス(市単独事業分)の見直し	敬老祝寿金、地区敬老事業助成金等	平成21年度予算編成に向けて見直しを検討する。
都市整備部	まちづくり推進課	違法駐車等防止交通啓発事業委託の見直し	シルバー人材センターへの委託内容の変更を検討。現在の1日6名体制を4名体制に変更する。(稼働日数 354日)	平成20年度より実施
都市整備部	みどり保全課	野中宮山花菖蒲園株分業務委託の廃止	野中宮山花菖蒲園株分業務委託を廃止する。	平成20年度より実施
都市整備部	維持管理課	地域イントラネット整備事業の見直し	災害時に本部にリアルタイムで災害情報を伝えるため、PHS携帯電話とビデオカメラを購入設置しているが、PHSサービスの廃止に伴い廃止する。	平成20年度より実施
都市整備部	維持管理課	クリーン21事業の見直し	クリーン21事業については期間を限定した取組(キャンペーン)を廃止する	平成20年度より取り組む。
都市整備部	維持管理課	街路照明灯の維持管理の見直し	街路照明灯のうち防犯灯にかかる維持管理について見直しを検討する	今後の検討課題とする。(段階的に取り組む方向で)
都市整備部	維持管理課	道路清掃業務委託の廃止	道路清掃業務委託を廃止する	平成20年度より実施
都市整備部	維持管理課	王水川浄化施設の維持管理の見直し	メンテナンスの費用対効果から休止を検討する	大阪府との協議必要
教育部	文化財保護課	カルチャーフォーラムの開催の一時凍結	隔年実施であるカルチャーフォーラムを平成20年度は凍結する。	平成20年度より実施
教育部	学校教育課	学校病院間遠隔医療相談システム回線の廃止	利用度を勘案して学校病院間遠隔医療相談システム回線を廃止する	平成20年度より実施
教育部	図書館	図書館運営形態の変更	毎週水曜日の夜間開館(午後8時まで)の廃止	平成20年度より実施
教育部	生涯学習課	生涯学習センターの風呂の休止	生涯学習センターの風呂を休止する	平成20年度より実施
教育部	生涯学習課	成人式会場の一元化	中学校単位で実施している成人式を一元化することにより、経費の削減を図る。	平成20年度より実施
教育部	生涯学習課	山添村自然野外活動センターのあり方を検討	山添村自然野外活動センターのあり方を費用対効果を分析して検討(平成22年度ま	平成20年度はキャンプカウンセラ

			で債務負担行為有り)	一の廃止及び市 主催事業の見直 し
--	--	--	------------	-------------------------

10. 歳入増の取り組み

算定可能な効果額	平成 20 年度	180千円
	平成 21 年度	216千円
	平成 22 年度	216千円
	平成 23 年度	216千円

部	課	取組項目	取組内容	備 考
総務部	行財政 管理課	退職手当債の発行	定員や人件費の適正化に関する計画の内容により償還財源が見込める場合に発行を検討する	地方債は、本来協議制であるが、退職手当債は許可が必要。後年度以降、元利償還金が発生。
市民生活部	地域振 興課	広告収入の検討	市広報板を活用した広告収入を検討する	平成 20 年度に検討(可能ならば実施)
市民生活部	地域振 興課	ホームページ上におけるバナー広告表示について	ホームページ上におけるバナー広告表示により広告収入を確保する	平成 20 年度より実施
市民生活部	税務課	市税滞納整理事務嘱託職員の雇用	徴収現場、滞納事務に精通している嘱託員を雇用することにより、徴収率向上、税収の増加を図る。	平成 20 年度より取り組む。
教育部	スポーツ 振興課	スポーツセンターでの看板広告料	スポーツセンターの外環側法面に広告看板を設置し、広告料収入を得る。	実施に向けて検討する(基盤の初期投資の確認及びニーズの可能性を調査必要)
会計室	会計室	預金の入札	預金利子収入の増加を図るため、入札により預託銀行を選択	今後の検討課題とする。

11. その他

算定可能な効果額	平成 20 年度	20,227千円
	平成 21 年度	20,227千円
	平成 22 年度	20,227千円
	平成 23 年度	20,227千円

部	課	取組項目	取組内容	備 考
市民生活部	税務課	市税前納報奨金制度の廃止	市税報奨金制度を廃止する	平成 20 年度より実施
都市整備部	維持管理課	明示立会報償費の廃止	1 件 2,000 円の報償費を廃止する	平成 20 年度より実施

(3) 取組後の中期財政収支見通し

累積赤字の解消を目指して財政健全化に取り組むにあたり、算定可能な効果額総額（平成 20 年度～平成 23 年度）は 27 億 79 百万円です。

累積赤字が解消できない額については、今後の赤字決算確定額、効果額を算定のできない健全化施策の進捗状況及び社会経済情勢を踏まえながら、更なる具体策や追加策も視野にいれ、財政健全化に鋭意取り組んでいかなければなりません。

健全な財政運営に向けた計画における算定可能な効果額 (単位：百万円)

	H19	H20	H21	H22	H23	合計
H 1 9 実施分						
H 2 0 実施分		5 3 7	6 2 2	7 8 7	7 0 4	2 , 6 5 0
H 2 1 実施分			4 3	4 3	4 3	1 2 9
H 2 2 実施分						
H 2 3 実施分						
計		5 3 7	6 6 5	8 3 0	7 4 7	2 , 7 7 9

財政健全化取組前中期財政収支見通し

	H19	H20	H21	H22	H23
実質収支	7 5 3	1 , 8 4 1	2 , 8 8 1	4 , 1 0 6	5 , 0 7 6
単年度収支	6 6 7	1 , 0 8 8	1 , 0 4 0	1 , 2 2 5	9 7 0

財政健全化取組後中期財政収支見通し

	H19	H20	H21	H22	H23
実質収支	7 5 3	1 , 3 0 4	1 , 6 7 9	2 , 0 7 4	2 , 2 9 7
単年度収支	6 6 7	5 5 1	3 7 5	3 9 5	2 2 3

実質収支等の推移

赤字額

単位:百万円

